

社会福祉法人邦知会 ハートフル広沢
指定特定施設入居者生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人邦知会が開設するハートフル広沢（以下「施設」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、要介護状態の利用者に対し、特定施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でもその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定特定施設入居者生活介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人 邦知会 ハートフル広沢
- 二 所在地 群馬県桐生市広沢町6丁目332-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 三 介護職員 7名以上
介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。
- 四 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- 五 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- 六 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。
- 七 管理栄養士 1名以上
入所者に提供する食事の管理、入居者の栄養管理に従事する。
- 八 歯科衛生士 1名以上
入所者の口腔ケア等の口腔衛生管理に従事する。

(入居定員及び居室数)

第5条 指定特定施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 入居定員 20人
- 二 居室数 個室20室

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護は、要介護者を対象に、要介護者3人に1人の介護職員を配置し、夜間は当直をおき、介護を提供する。

- 一 食事
 - 1 栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
 - 2 利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとることを原則とする。
- 二 入浴
 - 1 入浴又は清拭を週2回行う。
 - 2 要介護状態に合わせた入浴時の介助を行う。
- 三 排泄
 - 1 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行う。
- 四 機能訓練
 - 1 介護及び看護職員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る

のに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施する。

五 その他自立への支援

- 1 引きこもり防止のため、できる限り声かけや趣味活動を援助する。
- 2 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮する。
- 3 清潔で快適な生活が送れるよう、定期的な清掃や居室診断を行う。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料等については、別表に定めるとおりとし、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書に説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 介護居室は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するための部屋であり、次のような状態の場合に介護居室への入居を行うこととする。

- 一 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会の意見として介護居室への入居に関する記載がある場合
- 二 主治医又は協力病院等が医学的な判断により、介護居室への入居が必要と判断した場合
- 三 その他利用者の心身の状況により、管理者が介護居室への入居を必要と判断した場合

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。

- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
- 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
- 4 他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
 - 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
 - 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、施設はこの計画に基づき、年二回避難・救出訓練等を実施するものとする。
 - 5 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(個人情報保護)

- 第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(苦情処理)

- 第13条 管理者は、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

- 第16条 事業所は、指定特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（衛生管理等）

- 第17条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 一 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開

を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（研修の機会の確保）

第19条 事業所は、全ての特定施設入居者生活介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。
 - 一 採用時研修 採用後1か月以内
 - 二 継続研修 法人研修計画による

（協力医療機関等）

第20条 事業所は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 事業所からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 2 事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、県知事に届け出るものとする。
 - 3 事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
 - 4 事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

- 5 事業者は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 6 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

協力医療機関等

(1) 菊地医院 内科

所在地：群馬県桐生市琴平町2-47

(2) 藤井内科医院 内科

所在地：群馬県桐生市境野町6丁目1463-1

(3) 東邦病院 総合病院

所在地：群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地

(4) 恵愛堂病院 内科 外科 整形外科

所在地：群馬県みどり市大間々町504番地の6

(5) 加孝歯科クリニック 歯科

所在地：群馬県桐生市広沢町7丁目5310

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第21条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、指定特定施設入居者生活介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人邦知会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。
 この規程は、平成20年4月1日より施行する。
 この規程は、平成21年4月1日より施行する。
 この規程は、平成22年4月1日より施行する。
 この規程は、平成25年4月1日より施行する。
 この規定は、平成26年4月1日より施行する。
 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
 この規程は、平成30年4月1日より施行する。
 この規程は、平成31年4月1日より施行する。
 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
 この規程は、令和3年4月1日より施行する。
 この規程は、令和6年4月1日より施行する。

別表 第7条関係

利用料の額（指定特定施設入居者生活介護）

内 容	金 額
法定代理受領サービス	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額
法定代理受領サービス 以外	オムツ代 250円／1日
	（特別な食事の費用）実費
	（日常生活上必要となる諸費用）実費